

越 監 公 表 第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年（2020年）2月に定期  
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表  
する。

令和2年4月10日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

# 定期監査結果報告書

## I 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象（主として令和元年度分）

都市整備部所管の財務に関する事務

- ・都市計画課
- ・市街地整備課
- ・公園緑地課
- ・開発指導課
- ・建築住宅課

#### (2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、令和元年度の監査対象とした。

- 前回の監査期間 平成28年12月13日から平成29年2月21日まで  
《都市整備部》 都市計画課 市街地整備課 公園緑地課  
開発指導課 建築住宅課

### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

都市整備部は都市計画の推進、土地区画整理事業の施行、緑化推進、開発指導や開発許可、建築確認に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び旅費等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
2 過大支出・過少支出が発生するリスク	(1)旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。

### 4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

#### (1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

#### (2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務

#### (3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理
- ③ 債権の管理
- ④ 基金の管理

### 5 監査の期間

令和元年12月11日（水）から令和2年2月18日（火）まで

## II 事務の概要

都市整備部の主な事務は次のとおりである。

(越谷市組織規則による。)

課 名	主 な 事 務
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画の推進に関する事。</li> <li>(2) 都市の整備に係る企画立案及び総合調整に関する事。</li> <li>(3) 景観形成の推進に関する事。</li> <li>(4) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)に基づく届け出等に関する事。</li> <li>(5) 路外駐車場の届け出等に関する事。</li> <li>(6) 公共交通に関する事。</li> <li>(7) 都市計画審議会に関する事。</li> <li>(8) 開発審査会に関する事。</li> <li>(9) 建築審査会に関する事。</li> <li>(10) まちの整備に関する審査会に関する事。</li> <li>(11) 公共事業再評価委員会に関する事。</li> <li>(12) 景観評価委員会に関する事。</li> <li>(13) 地域公共交通協議会に関する事。</li> <li>(14) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく届け出等に関する事。</li> <li>(15) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に基づく届け出等に関する事。</li> <li>(16) 地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)等に基づく閲覧等に関する事。</li> <li>(17) 荻島地区の産業団地の整備に関する事。</li> </ul>
市街地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地区画整理事業の施行に関する事。</li> <li>(2) 土地区画整理審議会に関する事。</li> <li>(3) 評価委員会に関する事。</li> <li>(4) 越谷駅東口駐車場に関する事。</li> </ul>
公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑化推進に関する事。</li> <li>(2) みどり、公園等に関する事。</li> <li>(3) 児童遊園に関する事。</li> <li>(4) 生産緑地に関する事。</li> </ul>
開発指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発指導、開発許可等に関する事。</li> <li>(2) 後退用地に係る分筆手数料に関する事。</li> <li>(3) 道路用地の帰属及び寄附に関する事。</li> <li>(4) 後退用地に係る物件等の調査及び積算に関する事。</li> <li>(5) まちの整備に関する審議会に関する事。</li> <li>(6) 越谷市まちの整備に関する条例(平成 14 年条例第 51 号)に基づく住宅改良資金の融資に関する事。</li> <li>(7) 越谷市まちの整備に関する条例による代替地に関する事。</li> <li>(8) 優良宅地の認定に関する事。</li> </ul>

建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認等に関する こと。</li> <li>(2) 建築相談及び建築指導に関すること</li> <li>(3) 空家等の適正管理に関すること。</li> <li>(4) 住宅施策に関すること。</li> <li>(5) 屋外広告物に関すること。</li> <li>(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること</li> </ul>
-------	---

### Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、都市整備部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

#### 【指摘事項】

##### <支出事務>

#### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや旅費の請求手続きに関することなどが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(都市計画課・建築住宅課)
- ② 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの及び過支給となっていたもの。(建築住宅課)

#### (2) 物品購入契約において、規則どおりに契約手続きが取られていないものがあった。

随意契約により執行する予定価格が5万円を超え、50万円以下の物品購入については、越谷市契約規則及び越谷市随意契約事務取扱要領に、原則2者以上の競争見積り合わせをすることが規定されている。

物品購入の契約手続きについて確認したところ、契約金額が5万円を超えているにもかかわらず、所定の契約手続きを行うことなく物品の購入をしていたものである。(建築住宅課)

#### 【指導事項】

##### <収入事務>

#### (1) 収納事務

- ① 納期限の設定に誤りがあったもの。(公園緑地課)

② 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(建築住宅課)

<支出事務>

(1) 契約事務

① 業者選定伺が起票されていなかったもの。(市街地整備課)

② 契約締結伺が起票されていなかったもの。(公園緑地課)